

山梨税務署からのお知らせ

平成 28 年
9 月号



【発行】〒405-8585 山梨市上神内川 738
山梨税務署 TEL0553-22-1411 (代表)

税務署へのお問い合わせは、左の代表番号にお
かけいただいた後、自動音声案内にしたがって
「2」(税務署)を選択して、交換手に内線番号を
お伝えください。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、
申告手続などには

マイナンバーの記載 + 本人確認書類の 提示又は写しの添付

が必要です

(写しを添付する場合には、「本人確認書類(写)添付台紙」を使用してください)

本人確認書類

- マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は
 - マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認及び身元確認）が可能です
 - ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です

●マイナンバーカードをお持ちでない方は

○ 番号確認書類

【ご本人のマイナンバーを確認できる書類】

- ・通知カード
- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限り)

などのうちいずれか1つ

+

○ 身元確認書類

【記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類】

- ・運転免許証
- ・公的医療保険の被保険者証
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・在留カード

などのうちいずれか1つ



ふじ君

税務職員を装った者からの年金・マイナンバー制度アンケート等と称する不審な電話や「振り込め詐欺」などにご注意ください
※税務職員が年金・マイナンバー制度アンケート等と称して電話することはありません。

詳しい情報は、国税庁ホームページ

[社会保障・税番号制度<マイナンバー>](#)
あなたにも、マイナンバー。はじまります。

をクリック!

消費税や法人税などの 納税に係る相談をしっかりサポート

国税の期限内納付が困難な場合のサポートに取り組めます。

- ① 納付相談体制を充実
- ② 猶予制度利用時の申請書作成をサポート
- ③ 消費税の任意の中間申告制度の利用勧奨

☎問合せ 徴収部門（内線 34）

申告などの手続は、自宅から。 インターネット利用が便利です！

e-Tax を利用すると、自宅やオフィス、税理士事務所等からインターネットを利用して申告、申請・届出等ができます。

平成 28 年 4 月からは、添付書類のイメージデータによる提出が可能になるなど、利便性向上に取り組んでいます。

詳しくはホームページをご覧ください。

www.e-tax.nta.go.jp/

イータックス

検索



納税も自宅から。 ネット利用が便利！



ダイレクト納付を利用すると、自宅等からインターネットを利用して納付の手続きができます。

★ 即時又は期日指定で納付可能！
納付漏れ防止に役立ちます。

★ 金融機関や税務署に出向く必要はなく、インターネットで納付も完了！

現金を持って金融機関や税務署まで出歩く危険性が無くなります。

★ 利用にあたって、銀行等への手数料は不要です。

★ 特に、利用回数の多い手続（毎月の源泉所得税等の納付）に便利です！

※なお、利用開始にあたっては、事前に税務署への届出が必要です。

☎問合せ 管理運営部門（内線 25）

平成 28 年分の路線価等が公開されています

7 月 1 日に、「平成 28 年分財産評価基準書」が公開されています。これは、平成 28 年分の相続税及び贈与税に係る不動産等の評価の基準となるもので、国税庁ホームページで確認できるほか、税務署備え付けのパソコンでも閲覧が可能です。

この機会に、あなたの所有されている不動産等の評価額がいくらになるのか、調べてみませんか？

☎問合せ 資産課税部門（内線 41）

「山梨税務署からのお知らせ」のバックナンバーも併せてお読みください。

税務署での面接相談につきましては、**日時指定の個別相談**となっておりますので、お電話により相談日時を決めていただき、**必要書類をご持参**の上、ご来署いただきますようお願いいたします。

前号からの続き



マイナちゃん

東京地方税理士会甲府支部って、どんなことをやっている団体なの？

東京地方税理士会甲府支部はね、税務に関する専門家として、納税者の信頼にこたえ、国民の 3 大義務の一つである「納税義務」の適正な実現を図るため活動している税理士の団体なんだよ。



イータ君